

高福第171-2号  
令和3年5月21日

各施設サービス事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長  
岸田 正寿（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく定期的な  
検査の受検要請について

埼玉県では、令和3年5月21日付け高福第171-1号「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく定期的な検査の受検要請について」のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、高齢者施設等に対して定期的な検査の受検を要請しています。

貴施設ではこれまで県が実施する定期的な検査を受検されていませんが、下記事項をお読みいただき、5月31日（月）午前10時までに申し込みくださいますようお願いいたします。

なお、日本財団等の別機関にて検査を行っている等で県の検査に申し込まない場合であっても、お手数ですがその旨入力フォームより御回答ください。

既に検査を申し込んでいる施設で、この通知が届いた場合には行き違いとなっておりますので、お手数ですが電話にてその旨を御連絡ください。

記

- 1 対象施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症グループホーム
- 2 対象者 上記1の施設に勤務する者（派遣職員や委託職員（厨房・清掃・宿直）、事務職員、ドライバーも含みます。）及び新規入所者
- 3 検査期間 令和3年6月 2回実施（7月以降、検討中）  
新規入所者は1回のみ（入所のタイミングで1回）
- 4 検査費用 無料

5 申込方法 埼玉県ホームページを御覧ください。  
[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shisetsu\\_pcr.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shisetsu_pcr.html) ページ番号：189373  
(さいたま介護ねっとの5月21日付け新着情報からもアクセスできます。)

6 検査に申し込まない場合  
県の検査に申し込まない場合は、その旨入力フォームより御回答ください。  
回答先 URL：https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/  
offerList\_detail.action?tempSeq=23409  
なお、申し込まない理由が感染対策として不適切であると認められる場合には、受  
検するように連絡することがありますので、御承知おきください。

7 新規入所者に対する検査について  
新規入所者に対する検査は、職員に対する検査を申し込んだ施設からのみ受け付け  
ます。詳細は上記埼玉県ホームページを御覧ください。

8 なお、検査の結果、陽性と判定された際に受診する医療機関を事前に決めておく  
とともに、嘱託医等の協力体制を整えていただきますようお願いいたします。

9 検査協力施設の公表  
検査に申し込みいただいた施設を感染対策に積極的に取り組んでいる施設として、  
県HPにて公表させていただく予定です。(「公表可」と回答いただいた施設のみ)

## 10 その他

### (1) 令和3年4月9日～5月14日検査実施状況

| 検査実施    | 陽性者 | 陽性率   |
|---------|-----|-------|
| 40,804人 | 9人  | 0.02% |
| 939施設   | 8施設 |       |

### (2) 互助ネットワーク

県では、施設内で感染が発生した際に職員体制を補うため、施設間でお互いに  
応援職員を派遣する仕組みを構築しています。ぜひ積極的に御登録ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/gojo.html> ページ番号:180942

担当：施設・事業者指導担当  
電話：048-830-3247